

介護保険住宅改修について

◎対象者

介護保険で要支援、もしくは要介護者の認定を受けたかた（原則として在宅のかたのみ）

◎支給方法

「償還払い」・・・保険給付対象費用の全額を施工業者に支払った後に、対象費用から介護保険の負担割合に応じ、除外した金額を給付。ただし、被保険者が生活保護受給者の場合は支払い方法等が異なりますので、事前にご相談ください。

◎支給限度基準額

居住している住宅につき、（介護保険証の住所においてのみ給付対象です）原則 200,000 円（このうち負担割合分が利用者負担となり、残りが保険給付となります）を限度とします。

◎介護保険の対象となる住宅改修

（新築・増改築は対象外となります）

※詳細については必ずケアマネジャー等にご相談ください。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他 (1) から (5) までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◎申請手続き

介護保険の住宅改修は、住宅改修を行う前に、あらかじめ坂出市に事前届出書を提出し、改修内容の確認を受ける事前申請制度となっています。

[着工前：事前申請]

○提出書類一覧

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書 ※2枚 (ケアマネジャー等が作成)
- ・支援経過の写し (ケアマネジャー等が作成)

※平成30年8月1日からの法律の改正に伴い、ケアマネジャーは利用者に対し、複数の事業者から見積もりを取るよう説明することが義務付けられました。これは、あくまで利用者保護および介護保険給付適正化の目的により行われるもので、利用者に対し複数事業者からの見積もりを取ることを義務付けるものではありません。

本市の対応については、利用者に説明を行ったことと、その結果どのように工事業者の決定がなされたかを必ず支援経過に記録し、その写しを添付していただきます。

- ・住宅の見取図 (被保険者の生活動線を赤ペン等で記入)
- ・工事費見積書 (改修内容を明示、材料費・施工費・諸経費を適切に区分する)
- ・改修前の状態が確認できる写真 (必ず日付入りのものが必要、日付機能の無いカメラ等を利用されている場合は、日付を書いた黒板等を写しこむこと) (取付け位置等が分かるように、工事予定図を可能な限り写真に書き込む)
- ・住宅地図 (工事対象家屋に蛍光ペン等で色をつける)
- ・住宅改修承諾書 (工事対象家屋が持ち家ではなく、賃貸等の場合に必要です。また、市営住宅の場合は、市建設課 (合同庁舎4階) まで工事内容の相談を行い、承諾を得ていただきます)

[事後：工事完了後申請]

○提出書類一覧

- ・介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事前申請許可後、一旦返却いたしますので、着工日、完成日、申請日等を記入しご提出ください。)
- ・領収書原本
- ・工事費内訳書
- ・住宅改修工事完成確認書 (ケアマネジャー等が作成)

※事前申請の内容からやむを得ず変更が生じた場合は、必ず余白部分に変更点とその理由を記入してください。変更点もしくは変更理由の内容によっては介護保険給付対象外となる場合があります。

- ・住宅改修工事完了報告書 (工事業者等が作成)
- ・改修後の状態が確認できる写真 (必ず日付入りのものが必要、日付機能の無いカメラ等を利用されている場合は、日付を書いた黒板等を写しこむこと) また、踏み台設置等の

工事の場合は安全性の確認のため、金具の取付け部分分かる写真の提出もお願いします。

[住宅改修費支給]

工事前の申請書類との整合性や、適正な工事が行われたかどうかを提出書類をもって審査を行い、工事費用の介護保険給付が妥当なものであると認めた場合に、住宅改修費を支給いたします。

※上限は 200,000 円, 対象費用から介護保険の負担割合に応じ, 除外した金額を給付。